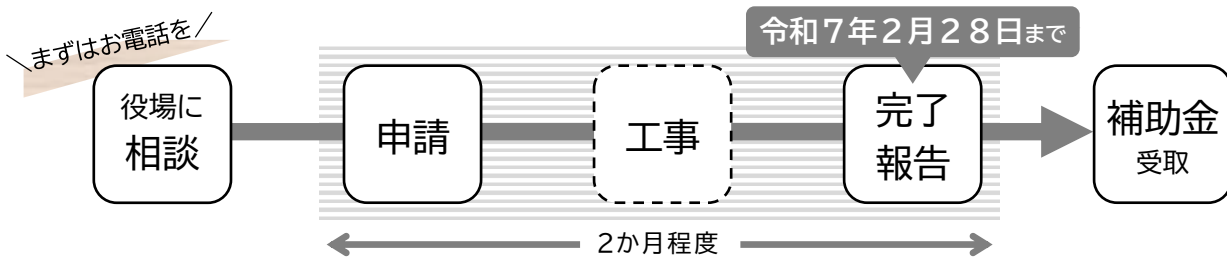


危険なブロック塀を撤去する時は、補助金をご活用ください

古くなったブロック塀の倒壊による被害防止や、通学路・避難路等の安全な空間を確保するために、ブロック塀撤去費用の一部を支援する制度です

R6年度粕屋町
ブロック塀等
撤去費補助事業

補助金をもらうまで



対象のブロック塀等

①～④のすべてに該当するブロック塀

- ① 粕屋町内にあるブロック塀（レンガ・石・コンクリートブロック等を組積みした塀も含む）
- ② 高さが1m以上のもの
- ③ 役場職員の現地確認によりひび割れ・傾き・ぐらつき等が確認されたもの
- ④ 道路に面しているもの

私有地間のブロック塀は
補助対象外

対象工事

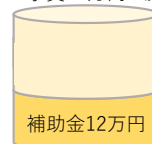
- 補助対象ブロック塀の全部又は一部を「撤去」する工事（一部撤去の場合、残った塀の高さが1.2m以下 かつ ひび割れ等が無いこと）

・ブロック塀下部の敷地土留めを兼ねる部分
・撤去後のフェンス等の再設置工事は対象外

補助金額

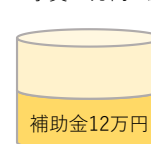
- 撤去工事費の2分の1（上限額12万円）（予算に達して受付を終了する場合があります）
- 支払いは、所定の完了報告書提出・現地確認後に口座へお振込みいたします

工事費30万円の場合



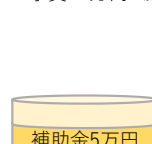
上限額12万円

工事費24万円の場合



工事費の1/2

工事費10万円の場合



工事費の1/2

交付額算定例

対象者

①～③のすべてに該当する方

- ① 過去に同一敷地で本補助を受けていないこと
- ② 粕屋町の町税を滞納していないこと
- ③ 粕屋町暴力団排除条例に規定する暴力団員ではなく、暴力団員と密接な関係を有していないこと



📞 お問い合わせ・相談先

粕屋町役場 都市計画課 ☎092-938-0208
〒811-2392 福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1番1号